

高齢者施設等の範囲

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 介護保険施設<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ 介護老人保健施設・ 介護医療院○ 居住系介護サービス<ul style="list-style-type: none">・ 特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 認知症対応型共同生活介護○ 老人福祉法による施設<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・ 有料老人ホーム○ 高齢者住まい法による住宅<ul style="list-style-type: none">・ サービス付き高齢者向け住宅 | <ul style="list-style-type: none">○ 生活保護法による保護施設<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設・ 共同生活援助事業所・ 重度障害者等包括支援事業所(共同生活援助を提供する場合に限る)・ 福祉ホーム○ その他の社会福祉法等による施設<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉住居施設(日常生活支援住居施設を含む。)・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター・ 生活困窮者一時宿泊施設・ 原子爆弾被爆者養護ホーム・ 生活支援ハウス・ 婦人保護施設・ 矯正施設 (※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る。)・ 更生保護施設 |
|---|--|

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者

| | |
|---|---|
| <p>○居宅サービス等（介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・療養通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・福祉用具貸与 ・居宅介護支援 <p>（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。</p> | <p>○訪問系サービス等（障害福祉）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの） ・自立生活援助 ・短期入所 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型、B型） ・就労定着支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 <p>（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。</p> |
|---|---|